

基本目標3

だれもが安心して、
いきいきと暮らすために

だれもが住み慣れた地域の中で、いつまでも安心して、健康でいきいきと自分らしく暮らせるよう、必要な支援を受けることができ、みんなで支え合う、思いやりのあるやさしいまちを目指します。

分野別の将来像と施策体系

互いに認め合い、安心して自分らしくいきいきと暮らせるまち

- 施策07 共に支え合う地域福祉の推進
- 施策08 高齢者支援の充実
- 施策09 障害者福祉の充実
- 施策10 セーフティネットによる生活支援
- 施策11 雇用・就労の支援

心身共に健康で、笑顔あふれる生活をおくることができるまち

- 施策12 生涯を通じた健康づくり

[s1]

3-1 互いに認め支え合い，安心して自分らしくいきいきと暮らせるまち

施策07 共に支え合う地域福祉の推進

目的	対象	市民，地域活動団体，福祉サービス事業者，福祉団体
	意図	地域で役割分担して暮らしを支え合うことができる

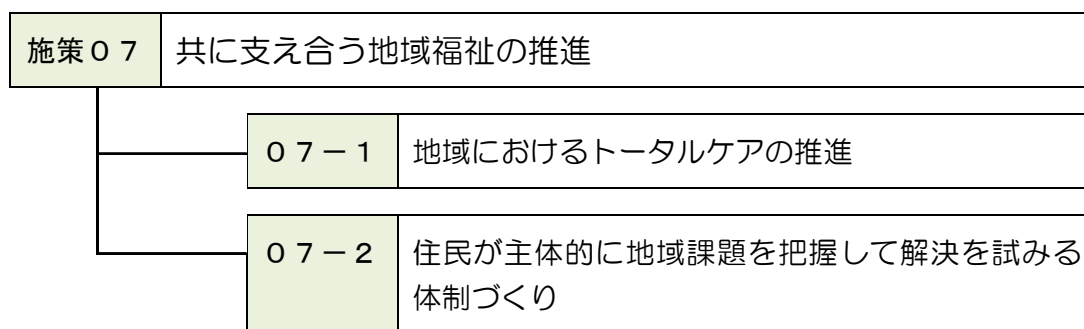
施策の方向

だれもが住み慣れた場所でいきいきとした生活をおくることができるよう，地域でともに認め合い，助け合い，支え合うまちづくりを推進し，市民主体の地域福祉の輪を広げます。

後期基本計画における施策のポイント

- 地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築
- 地域福祉コーディネーターを中心とした，地域におけるトータルケアの推進や地域で課題を解決する仕組みの充実
- 専門的な福祉人材の育成や福祉サービスの新たな担い手となる市民の育成と参画の促進

基本的取組の体系

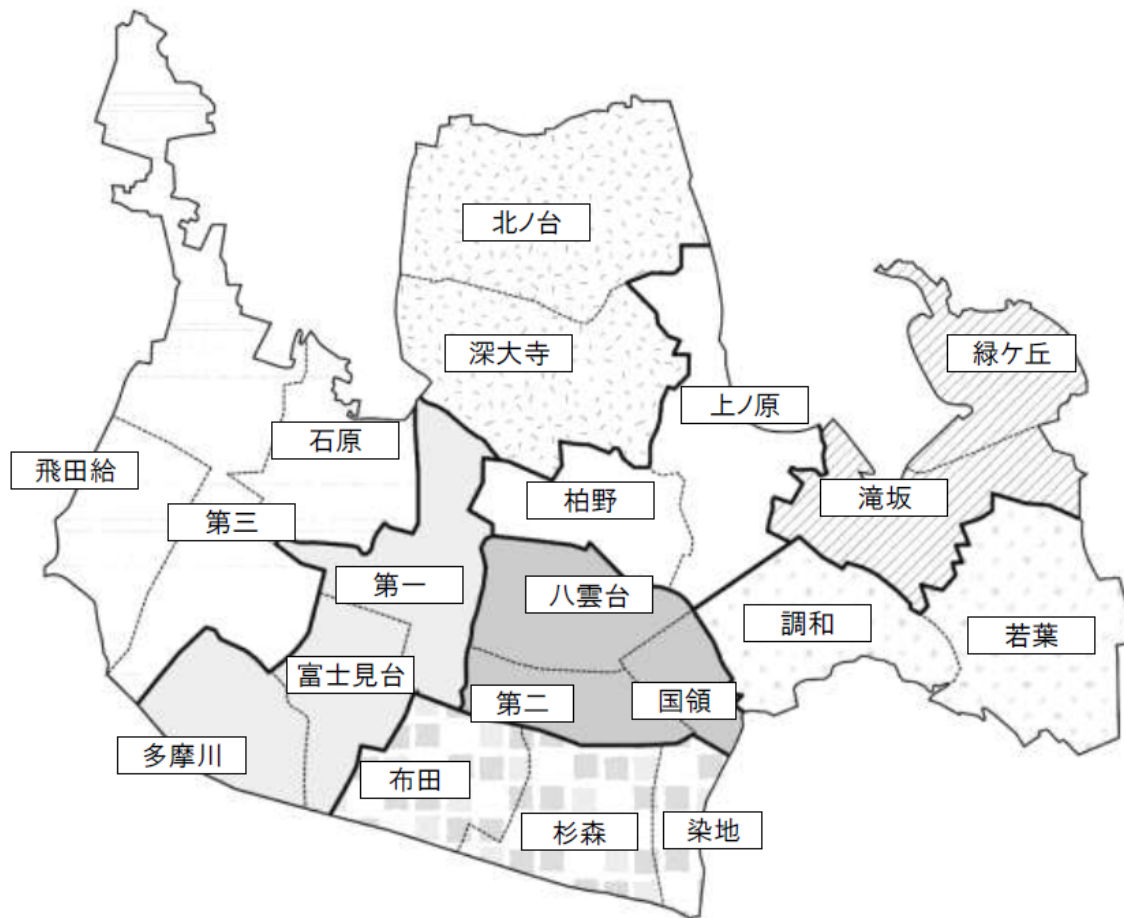


現状と課題

○2018（平成30）年3月に策定した調布市地域福祉計画，調布市高齢者総合計画及び調布市障害者総合計画の福祉3計画において，福祉の共通事項として将来像，基本理念，福祉圏域を定めました。福祉圏域は，福祉3計画が連動し，より重層的な支援による解決を図る必要性があることなどを踏まえ，これまで計画ごとに異なっていた圏域を再編・整理し，地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基盤とし，それらの複数で構成される新たな8つの圏域としました。

■福祉圏域の地域区分

下記 内の記載は 小学校区の名称です。



○2017（平成29）年6月に社会福祉法が改正され，地域，暮らし，生きがいを共に創り，高め合うことができる地域共生社会の実現に向け，全ての人々が連携して地域福祉の推進を図ることが新たに定められました。

○地域福祉コーディネーターは，2013（平成25）年度にモデル事業として2人を配置して以降，専門機関と連携して個別支援を行うなど，活動を充実させてきました。今後も，地域で福祉の生活課題を抱える高齢者や障害者，生活に困窮する人などに対し，必要な支援や課題解決等につなげていくため，各福祉圏域への配置を進めていく必要があります。

○地域では，様々な団体活動や個人，事業者によって地域福祉の取組が行われていますが，身近な地域でなければ発見・解決が困難な虐待，孤立等の問題など，地域の様々な課題の共有や連携が必要な場面が多くなっています。地域での福祉を推進するため，各種活動団体間のネットワーク化を図るなど，地域の課題を共有する仕組みづくりを行う必要があります。

第3編 分野別計画

- 今後ますます増加する福祉ニーズに対応するため、福祉人材の確保・育成が重要な課題です。地域福祉活動へ参加する人を増やしていくため、福祉や介護などに関する専門的な知識・技能を習得できるよう、総合的・効率的に人材を育成していく必要があります。また、団塊世代の退職者など、仕事を中心とした生活から地域を中心とした生活へと移行する人が増えていくことが見込まれることから、こうした人材に対して地域福祉活動への参加を促進していく必要があります。
- 地域の中で、一人一人が孤立することなく、お互いに支え合い助け合って、安心した生活ができるよう、ひだまりサロン等の住民同士のつながりの場を充実させていくことが必要です。
- 近隣4市（日野市，狛江市，多摩市，稲城市）と共同運営している「多摩南部成年後見センター」を中心とし、成年後見制度を必要とする高齢者・障害者等の権利擁護を図っていく必要があります。
- 罪を犯した人が、社会から孤立することなく、円滑な社会復帰につながるような取組を検討する必要があります。
- だれもが安心かつ快適な生活が営め、進んで社会参加ができるよう、ユニバーサルデザインの考えに基づく福祉のまちづくりを進めていくことが必要です。

基本的取組の内容

07-1 地域におけるトータルケアの推進

◆支援につなぐ体制の構築とコーディネート機能の強化

複合化・複雑化した地域の課題に的確に対応するとともに、支援を必要としている人を早期に発見し、保健・医療・福祉等の様々なサービスを迅速かつ適切に提供できるよう、地域の見守り体制の強化や、地域福祉コーディネーターを中心とした地域と行政，専門機関等のネットワーク構築による総合的なコーディネーター機能の強化を図ります。

◆相談・支援機関のネットワークの構築

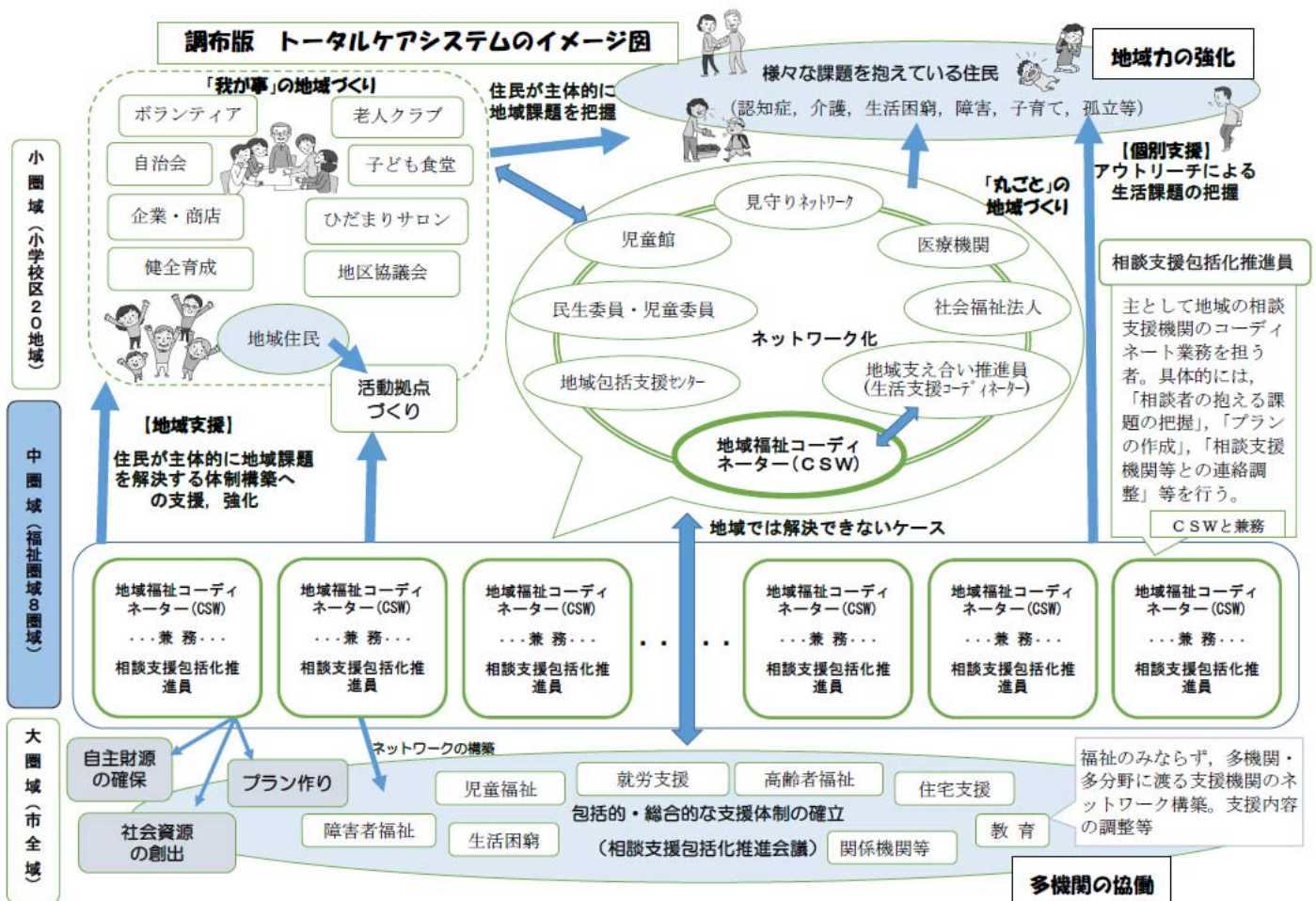
福祉，子ども・教育など分野を横断して，各相談支援機関の業務内容の相互理解や具体的な連携方法，福祉ニーズの把握，地域に不足している社会資源の創出などについて意見交換を行うため，相談支援包括化推進会議を設置し，多機関の協働による包括的支援体制を構築します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
地域福祉コーディネーターの活動件数	3403件 (2013(平成25)年度)	1万958件 (2017(平成29)年度)	

基本計画事業

事業名	地域福祉コーディネーター事業の推進	担当課	福祉総務課	重点3
事業の概要	地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と地域の生活課題を解決する包括的な相談支援体制づくりを進めるとともに、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築を支援します。			



07-2

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

第3編 分野別計画

◆地域課題の解決力の強化

地域福祉コーディネーターを通じて、住民の身近な地域で、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築を支援し、地域の生活課題の解決力の強化を図ります。


また、福祉人材育成センターを中心に、市民や専門職を対象とした研修や講座等を実施し、地域福祉活動を担う人材の発掘と育成を推進します。

◆住民主体の交流活動の場の拡充

市民の主体的な交流活動の促進や地域の中での孤立の予防のため、地域コミュニティ施設、ひだまりサロンや子ども食堂などの交流拠点づくりを推進します。

また、地域活動やボランティア活動について、ボランティアコーナーや市民活動支援センターを中心とした支援により、各種活動の活性化を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
ひだまりサロン登録団体数	—	107 団体 (2017(平成29)年度)	

基本計画事業

事業名	地域福祉コーディネーター事業の推進 【再掲】	担当課	福祉総務課	重点3
事業の概要	地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築と地域の生活課題を解決する包括的な相談支援体制づくりを進めるとともに、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築を支援します。			
事業名	福祉人材育成事業の推進	担当課	障害福祉課	重点3
事業の概要	専門性を備えた地域の福祉人材の確保及び育成を総合的に推進することを目的とし、市内の福祉人材育成拠点の運営を支援し、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していく取組を実施します。			



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

○市民は、地域や福祉に対する関心を持ち、市民同士による地域での支え合いに努めます。

《多様な主体との主な連携事例》

連携事例	連携のパートナー
社会福祉活動	民生委員・児童委員
住民主体の交流活動	ひだまりサロン地域別交流会

施策08 高齢者福祉の充実

目的	対象	おおむね65歳以上の市民
	意図	住み慣れた地域で安心して生きがいを持ち、健康的に暮らし続けることができる

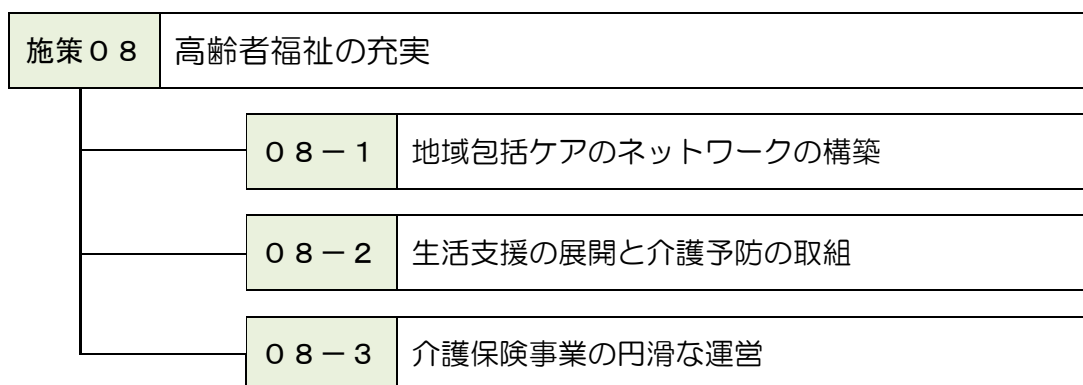
✚ 施策の方向

高齢者になって年齢を重ねても、住み慣れた地域で安心して生きがいをもって元気にいきいきと暮らせる仕組みづくりや、ひとり暮らしでも、また介護や医療が必要でも、安心して住み続けることができる地域づくりを推進します。

✚ 後期基本計画における施策のポイント

- 団塊世代の全てが後期高齢者となる2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築
- 支え合いの地域づくりと介護予防の取組の推進
- 介護サービスの基盤整備（特別養護老人ホーム、地域密着型サービス）

✚ 基本的取組の体系



現状と課題

- 全国的に超高齢社会が進行している中、調布市においても2018（平成30）年11月1日現在で高齢化率が21.4%に達しており、2025（平成37）年には22.1%となると推計しています。
- 調布市の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、2018（平成30）年10月1日現在で1万人を超え、市内の全高齢者数に対し約19.9%の割合となっています。
- 2018（平成30）年3月に策定した調布市地域福祉計画、調布市高齢者総合計画、調布市障害者総合計画の福祉3計画において定めた共通の将来像、基本理念、福祉圏域に基づき、高齢者福祉に関する取組を進めています。
- 住み慣れた地域で在宅を基本とした生活が可能となるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。また、地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービスをはじめとした取組を推進することが求められています。
- 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを推進するうえで高齢者支援の中核として、より身近な地域でのきめ細かな相談・支援を担っています。2016（平成28）年10月からは、介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメントにも取り組んでいます。
- 健康長寿に向けて、要支援・要介護状態にならないように、高齢者の社会参加や健康づくりの促進に資する場を提供するなど、高齢者のニーズに合った介護予防事業を推進していく必要があります。市では、2015（平成27）年度から地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を配置し、高齢者が主体的に各種活動に取り組めるよう、体制整備を推進しています。
- 要介護者の多くは、介護ニーズとともに様々な持病や身体機能の低下に伴う病状の悪化などの医療ニーズを抱えていることから、医療と介護の連携を強化し、適切なサービスが受けられる体制づくりを進めていく必要があります。
- 団塊世代の全てが後期高齢者となる2025年には、高齢者の5人に1人は何らかの認知症症状があるといわれています。認知症の早期診断・早期対応につなげるよう、認知症ガイドブックによる周知や多職種の連携による支援により、認知症の症状があっても安心して暮らせる地域づくりが必要です。
- 高齢者が安心して地域で生活を続けるためには、生活の基盤となる住環境の整備が重要です。特別養護老人ホームや地域密着型サービス等の基盤整備については、介護給付費の伸びと介護保険料の上昇のバランスに慎重に配慮しながら、調布市高齢者総合計画（第7期）に基づき整備していく必要があります。
- ケアラー（介護者）に対する支援として、ケアラー同士の交流の場の充実、ケアラーの一時的な休息の機会の確保を行うほか、ケアラーの心身の負担軽減が図られるよう取組を検討、推進する必要があります。
- 2018（平成30年）2月に閣議決定された高齢社会対策大綱の趣旨では、今後到来する本格的な超高齢社会を見据え、高齢期になっても就業・社会参加などに意欲のある方に対して、その能力を発揮できる環境整備を進めることとしています。

✚ 基本的取組の内容

08-1 地域包括ケアのネットワークの構築

◆地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの中核を担う機関である地域包括支援センターの機能の充実を図ります。

また、地域や関係機関との連携を強化し、そのネットワークを生かした相談支援の取組を行うとともに、見守りネットワーク等の地域の見守り体制を強化していきます。

◆医療と介護の連携強化

在宅療養する高齢者が安心して暮らせるよう、在宅医療に関する情報を提供するとともに、医師、薬剤師等の医療関係者とケアマネジャー等の介護関係者が連携し、包括的なサービスを提供します。

◆認知症高齢者等への支援の充実

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現に向け、認知症施策の充実を図ります。認知症ガイドブックの活用や認知症サポーター養成講座、認知症カフェを通じて幅広い年代に認知症に対する正しい理解の促進を図るとともに、医療・介護従事者の認知症への対応力を高める支援を行います。


◆在宅生活を支えるサービスの充実

在宅で生活する方や家族介護者を支えるため、配食サービス、緊急通報システム等のサービスを提供するとともに、サービスの周知・利用を促進し、高齢者が安心して生活できるサービスの充実を図ります。

◆ケアラー（介護者）への支援

家族介護者をはじめとしたケアラーの身体的・精神的負担を緩和するため、介護に関する相談体制の充実や積極的な情報提供、レスパイトケアの促進など、ケアラーの支援の充実を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
地域包括支援センターを知っている高齢者の割合	50.0% (2014(平成26)年度)	57.5% (2017(平成29)年度)	

基本計画事業候補

事業名	地域包括支援センターの充実	担当課	高齢者支援室	重点1
事業の概要	高齢者の包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域包括支援センター広報協力員の活動支援、地域ケア体制の構築に取り組み、その多様なネットワークを活用して介護予防ケアマネジメント、総合相談・権利擁護等の個別支援や在宅医療と介護の連携、認知症の支援を行います。			

事業名	見守りネットワークの推進	担当課	高齢者支援室
事業の概要	高齢者や障害者等が住み慣れた地域で、安全で安心して暮らせるように地域全体で見守っていく仕組みを推進します。		

08-2 生活支援の展開と介護予防の取組

◆社会参加と生きがいがづくり

元気な高齢者が地域の支え手として地域で活躍することは、自身の生きがいがづくりや介護予防につながります。高齢者が地域と関わりながら、主体的に活動できるよう、活動場所や集いの場の確保や地域情報の提供等に努め、地域での活動を支援します。福祉施設等の整備に当たっては、高齢者の社会参加や健康づくりの促進に資する機会の提供も併せて検討します。

また、高齢者の就労機会を提供するシルバー人材センターへの支援を行います。

◆健康づくり・介護予防の推進


生活上の支援が必要になったり、介護を要する状態になったりするおそれのある高齢者に対し、要支援・要介護状態になるのを未然に防ぐため、健康づくりや、通所または訪問による各種の介護予防事業を実施します。

また、要支援者に対する生活支援サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業として、これまでの介護事業者に加え、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が提供することが可能になりました。支え合いの地域づくりを推進する中で、介護予防の充実を図り、必要な人に必要なサービスを提供します。

◆支え合いの地域づくりの推進

高齢者の生活支援・介護予防サービスを地域の支え合いにより提供していくため、地域の支え合い推進員による生活支援体制を構築し、支え合いの地域づくりを推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
介護予防に取り組む団体数	—	132 団体 (2017(平成29)年度)	

基本計画事業候補

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業の展開	担当課	高齢者支援室	重点3
事業の概要	高齢者が要介護状態にならずに元気に暮らしていけるよう、高齢者のニーズに合った介護予防事業を推進します。また、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たっては、多様な主体によるサービスを提供するとともに、普及啓発に取り組みます。			

08-3 介護保険事業の円滑な運営

◆介護保険事業の円滑、適正な運営

介護保険事業を円滑、適正に運営するために、利用者への情報提供や支援、介護サービスの質の向上、介護給付の適正化等を図ります。

◆地域密着型サービス※等の整備

地域密着型サービスは、認知症高齢者の支援など、地域包括ケアシステムの構築に重要な役割を果たしており、給付費の伸びに起因する介護保険料の上昇に配慮しつつ、地域密着型サービス等の基盤整備を促進します。

※地域密着型サービス

特別養護老人ホームや訪問介護事業所のように指定権限が都道府県ではなく市町村にあり、原則住民のみを利用対象とするサービス。調布市では、認知症の高齢者が18人程度で共同生活を送る認知症対応型共同生活介護等の整備を実施

◆サービスの質の向上への取組

利用者が安心してサービスを受けることができるよう、関係機関との連携を強化します。また、介護ニーズに的確に対応し、サービスを安定的に供給するため、施設整備に合わせた人材確保と、質の高いサービスを提供できる人材の育成を行います。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
地域密着型サービス事業所数（地域密着型通所介護を除く）	18か所 (2013(平成25)年度)	19か所 (2017(平成29)年度)	

基本計画事業候補

事業名	地域密着型サービスの整備	担当課	高齢者支援室
事業の概要	認知症や介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援する地域密着型サービスを、市内におけるサービス需要と供給（事業所の数、種類等）のバランスに配慮しながら整備を促進します。整備に当たっては、高齢者の社会参加や健康づくりの促進に資する機会の提供も併せて検討します。		
事業名	特別養護老人ホーム等の整備	担当課	高齢者支援室
事業の概要	特別養護老人ホーム等の建設費等の一部を助成することで、整備計画を促進し、要介護高齢者の安定した生活を確保します。		



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

○市民，事業者は，高齢者が地域で孤立せずに安心して暮らせるよう，地域での支え合いに努め，支援を必要とする高齢者の見守り活動等を行います。

《多様な主体との主な連携事例》

連携事例	連携のパートナー
高齢者健康づくり事業	調布狛江麻雀組合，東京YWCA国領，ソング布田，（公社）東京都柔道接骨師会武蔵野支部調布地区，八雲台小学校地区協議会，調布市将棋連盟 など

施策09 障害者福祉の充実

目的	対象	障害のある市民
	意図	安心して暮らし、社会に参加することができる

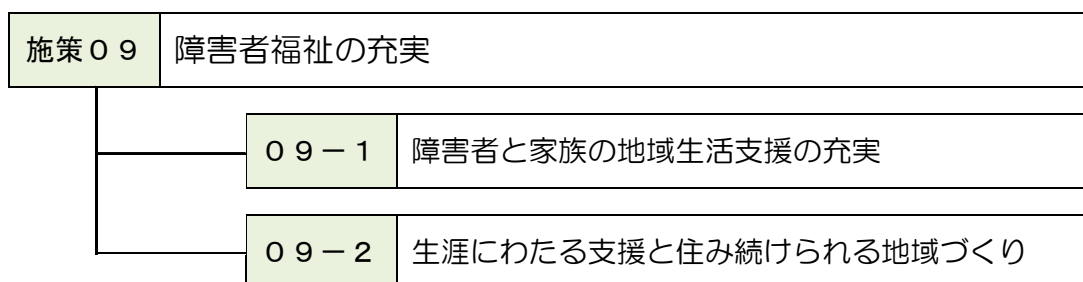
✚ 施策の方向

障害者に、一人一人のニーズに応じた支援、どのライフステージにも対応した切れ目のない支援を行い、共に暮らす地域社会の実現を目指す中で、その人らしい自立した生活の充実を図ります。

✚ 後期基本計画における施策のポイント

- 障害者の状況や各家庭環境に合わせた支援による障害者を地域で支える体制づくりの推進
- 東京2020大会（パラリンピック）を契機としたパラリンピックレガシーの創出
- 障害者スポーツの普及や障害者の余暇活動支援の充実
- 障害者への理解促進など、心のバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づく取組の推進

✚ 基本的取組の体系



✦ 現状と課題

- 2016（平成28）年4月に施行された障害者差別解消法は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として掲げ、行政機関及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取組を求めています。
- 2018（平成30）年10月に東京都は東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例を制定し、民間事業者への合理的配慮の提供の義務化や広報支援相談員の設置など差別解消の取組を一層推進しています。
- 東京2020大会の開催を契機に、障害者スポーツの普及とともに、障害者への理解促進やユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図り、福祉のまちづくりを推進する必要があります。
- 2018（平成30）年3月に策定した調布市地域福祉計画、調布市高齢者総合計画、調布市障害者総合計画の福祉3計画において定めた共通の将来像、基本理念、福祉圏域に基づき、障害者福祉に関する取組を進めています。
- 障害者の生活を地域全体で支えるため、地域生活への移行、グループホーム等の体験、緊急時の受入対応体制の確保など、地域生活支援拠点としての機能の充実が求められています。
- 医療技術の進歩により、医療的ケアが必要な障害者が入院から地域生活へ移行するケースが増加しているため、市内における医療的ケアの体制整備を促進していく必要があります。
- 障害者就労支援センターのちょうふだぞう及びこころの健康支援センター就労支援室ライズにおいて、障害者の就労を支援しており、支援を受けて就労している障害者は増えつつあります。引き続き、障害者側・企業側双方のニーズに的確に対応し、障害者の就労支援や定着支援などに取り組んでいく必要があります。
- 子ども発達センター及びこころの健康支援センターによる発達障害者及びその家族への支援を継続するとともに、関係機関との連携によるネットワーク強化を図り、発達障害者への支援に困難を抱える市内サービス事業所等への支援に取り組む必要があります。また、一般市民等への普及啓発をさらに充実させ、発達障害への理解の促進を図ることが必要です。
- 障害者の地域生活の充実のため、施設等に通っていない平日夕方以降や休日などに、障害者が余暇を楽しんで活動できる場所や機会の確保が必要です。
- 重度障害者の日中活動の場の確保や、グループホームの拡充等に継続して取り組み、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害福祉サービスの基盤整備を推進していく必要があります。

✚ 基本的取組の内容

09-1 障害者と家族の地域生活支援の充実

◆相談等支援体制の強化

年齢やライフステージで切れ目なく障害者が安心した生活がおくれるよう、総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターを中心に、市内3箇所の相談支援事業所、こころの健康支援センター、子ども発達センターと連携し、相談支援体制を一層強化することで、地域生活支援拠点としての機能の充実を図ります。

また、障害者虐待防止センターにて、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うとともに、地域における関係機関等の協力体制の構築による障害者虐待防止の体制整備の強化を図ります。

◆障害福祉サービスによる生活支援

障害者の日常生活の支援、居住の場の確保、コミュニケーション支援の充実など、障害者のニーズや法に基づき、きめ細かなサービスを提供します。

◆医療的ケアへの支援体制の整備

医療的ケアを必要とする障害者や重症心身障害者と、その家族が安心して地域で生活できるよう、相談支援、家族のレスパイト、日中活動、ショートステイなどの各種サービスを充実させ、支援体制を整備します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
障害者相談支援事業、こころの健康支援センターの相談利用者数	1,253人 (2013(平成25)年度)	1,715人 (2017(平成29)年度)	➔

基本計画事業

事業名	障害児・(者)医療的ケア支援事業 《新規》	担当課	障害福祉課	重点3
事業の概要	医療的ケアを必要とする障害者や重症心身障害者と、その家族の支援のため、看護職による医療と福祉の両面における相談支援等を実施するとともに、家族の負担軽減を図るための訪問看護師による在宅レスパイト事業を行います。			

その他の主な事業

- ・地域における相談支援体制の充実《新規》

09-2

生涯にわたる支援と住み続けられる地域づくり

◆障害者の就労支援及び就労定着支援

障害者の雇用の安定及び促進を図るため、障害者を雇用する市内の事業者を支援するとともに、市が率先して障害者に対する就業機会を提供するなど、障害者就労支援センターを中心とし、関係機関と連携しながら、就労と就労定着を支援します。

◆発達相談及び早期療育体制の充実

発達に遅れやかたより及びそのおそれのある子どもについて、関係機関と連携しながら、子ども発達センターを地域の中核とした支援体制の充実を図り、一貫した児童発達支援に取り組みます。

◆余暇活動支援の充実

重度の障害者でも休日に活動できる場を整備するとともに、障害者の余暇を充実させる取組を推進します。

◆日中の活動場の整備と社会参加の促進

障害者の日中の活動の場を確保するため、日中活動系サービス（日中に行われる福祉的就労や介護，訓練などの場を提供するサービス）事業所の整備を推進します。特に受入れの拡大が求められる重度知的障害者や重度重複障害者の社会参加の促進を図ります。


◆地域生活に向けた基盤整備

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、グループホーム等の設置・運営を支援して、基盤整備を図ります。

◆障害理解の促進

障害の有無にかかわらず、地域で交流しながら共生できる社会の実現に向け、障害理解の促進や障害者差別解消法の普及啓発を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
障害者が住みやすい地域だと感じている割合	—	調査中	


基本計画事業

事業名	障害者の就労支援	担当課	障害福祉課	重点3
事業の概要	障害者が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に行い、障害者の就労の促進を図り、障害者の自立と社会参加を促進します。			

事業名	障害者グループホームの整備	担当課	障害福祉課
事業の概要	障害者の地域での自立した生活を支援するため、グループホームの整備を促進します。		

事業名	余暇活動支援の充実《新規》	担当課	障害福祉課
事業の概要	障害者が、就労や通所施設での日中活動以外で、平日夕方以降や休日などに活動できる場所や機会の確保を行います。		

事業名	発達障害児支援事業《新規》	担当課	障害福祉課
事業の概要	子どもの障害や発達の遅れ、かたよりに関する相談に応じ、早期に適切な療育へつなげていくため、子ども発達センターを中心とした支援体制の充実を図ります。		



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、ふれあいや交流を通して地域に住む障害者や障害そのものへの理解を深め、互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に寄与するよう努めるものとします。
- 事業者は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適切な雇用の場を提供する共同の責務を有します。

《多様な主体との主な連携事例》

連携事例	連携のパートナー
障害者福祉施設自主製品販売会 「ほっとハート」	調布市福祉作業所等連絡会

施策10 セーフティネットによる生活支援

目的	対象	生活困窮者，生活保護受給者
	意図	自立して生活をおくることができる 健康で文化的な生活をおくることができる

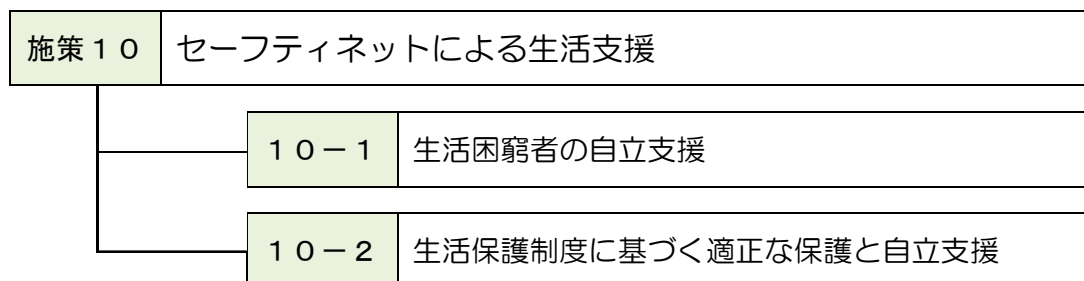
施策の方向

生活保護に至る前の生活困窮者の早期把握に努め、個々の状態に応じた適切な支援を行うとともに、生活保護制度の適正な運用により健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立に向けて継続的な支援を実施していきます。

後期基本計画における施策のポイント

- 生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援や低所得者・離職者支援の推進
- 生活保護受給者の就労支援及び日常生活や社会生活における自立支援の充実
- 行政とハローワークや民間職業紹介事業者との相互連携の強化

基本的取組の体系



現状と課題

- 2015（平成27）年度の生活困窮者自立支援法の施行に伴い設置した、生活保護を受ける前段階にある生活困窮者に対するワンストップ型の相談・支援窓口「調布ライフサポート」において、個々に応じた支援計画を作成し、ハローワークや民間職業紹介事業者と連携を図りながら、就労支援や住居確保支援を行っています。
- 子どもの貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯や生活保護世帯の子どもの対象に、社会福祉協議会が運営する子ども・若者総合支援事業「ここあ」と連携し、子どもの社会的自立に向けた支援を図っていく必要があります。
- 生活保護を必要とする世帯は、近年横ばい傾向で推移していますが、世帯類型別にみると、高齢化の進行等を背景に、高齢者世帯は増加し続けています。

- 調布市では、積極的な訪問活動による生活状況の把握や、面談・カウンセリングの強化などにより、生活保護者の就労支援に重点的に取り組んでいます。引き続き、「自立」の概念を広く捉えて関係機関と連携し、相談支援体制等の充実を図っていく必要があります。
- これまで「漏給防止」、「濫給防止」、「自立支援」を柱に適正な保護を実施してきました。今後も、国の動向を踏まえながら、適正な保護の実施に向けて、最低限度の生活を保障しつつ、自立に向けた支援をより一層図っていく必要があります。

✚ 基本的取組の内容

10-1 生活困窮者の自立支援


◆生活困窮者に対する支援

就労・心身の状況、地域社会との関係性など、様々な事情により、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある生活困窮者について、生活保護に至る前の段階の自立支援を図るため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施します。

◆生活困窮世帯等の子どもの学習支援

生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行うとともに、生活困窮世帯の子どもとその保護者に対する生活面も含めた支援の充実を図るなど、貧困の連鎖の防止や自立の促進のための取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 2022（平成34）年度
就労支援対象者のうち、就労・増収した者の割合	—	87.0% (2017(平成29)年度)	

基本計画事業

事業名	生活困窮者自立支援事業	担当課	生活福祉課
事業の概要	生活保護に至る前の段階にある方の自立を支援するため、生活困窮者を早期に把握し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施します。		

10-2 生活保護制度に基づく適正な保護と自立支援

◆生活保護制度の適正運用の推進

生活に困った人の最後のセーフティネットとして、生活保護制度の適正な運用を行います。また、電子レセプトを活用した重点的な点検指導等による医療扶助の適正化や資産調査等の取組を強化します。


◆就労支援の充実

ケースワーカー、専門支援員がハローワーク等の関係機関と連携を図り、生活保護受給者の意向や適性に応じ、一体となって受給者に対する就労に関する相談・支援をします。

◆社会的な自立に向けた体制づくりの推進

生活保護受給者の自立を促すため、ケースワーカーが関係機関と連携しながらきめ細かな訪問活動を実施します。また、子どもの健全育成支援の強化として、生活保護世帯の子どもに対する学習支援に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
就労支援事業等の参加者のうち、就労・増収した者の割合	—	46.1% (2017(平成29)年度)	

基本計画事業

事業名	自立支援事業の充実	担当課	生活福祉課
事業の概要	生活保護受給者の自立に向けて、支援対象となる受給者の個々の自立阻害要因に応じた自立支援プログラムを策定、適用することにより、受給者に対する必要な経済的自立、日常生活自立、社会生活自立に向けた支援を行います。		



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

○市民は、市民同士のつながり、交流を持ち、困っている人がいたら支え合うとともに、必要に応じ支援機関につないでいきます。

《多様な主体との主な連携事例》

連携事例	連携のパートナー
生活困窮者自立相談支援事業（就労支援）（調布ライフサポート）	ハローワーク府中

施策 1 1 雇用・就労の支援

目的	対象	就労者，就労希望者，事業所
	意図	就労していきいきと暮らすことができる

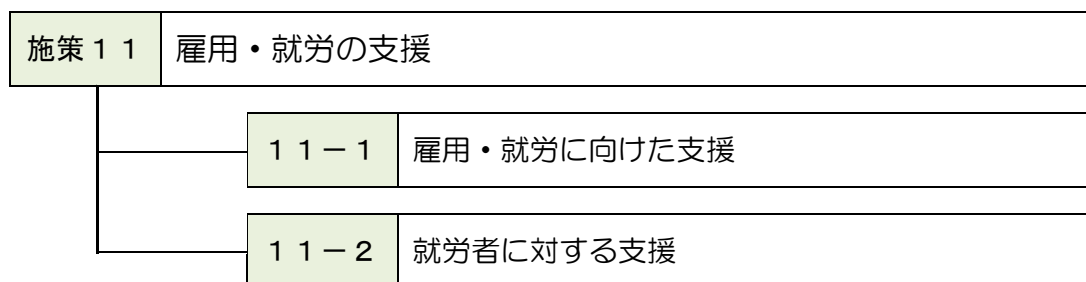
✚ 施策の方向

国，東京都等の関係機関や近隣自治体及び民間事業者など多様な主体と連携し，個々に応じた雇用・就労を支援します。また，市内事業者の福利厚生の上を促進します。

✚ 後期基本計画における施策のポイント

○個々のライフステージに応じた切れ目ない雇用・就労支援（若者の職業的自立支援，生活困窮者・子どもの貧困対策，女性の就労支援）

✚ 基本的取組の体系



現状と課題

- 国は、「一億総活躍社会」の実現に向け、横断的な課題としての働き方改革において非正規雇用の待遇改善、長時間労働の是正、高齢者の就労支援を掲げました。
- 国内における若者無業者（就労しておらず、家事や通学もしていない者）の数は約60万人を高止まりとして推移しており、バブル崩壊後の就職氷河期に学校を卒業・退学をした40代前半までの雇用・就労に困難を抱える方の総数は100万人に達すると推計されています。
- 2018（平成30）年4月に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、企業の障害者法定雇用率が2.2%となるほか、障害者雇用義務の対象となる事業所が、従業員45.5人以上の事業所に拡大されました。
- 調布市では、困難な問題を抱える若者の職業的自立を支援するため、「ちょうふ若者サポートステーション」を2013（平成25）年7月に誘致し、2017（平成29）年末までに若者やその保護者から7121件の相談を受け、うち625人の進路決定につなげました。
- ハローワーク府中の出先機関である「調布国領しごと情報広場」の運営への参画や、市庁舎に生活保護受給者などの就職を支援するため、ハローワーク府中と共同で就労支援窓口を設置するなど、市民への雇用・就労支援に努めています。
- 「調布国領しごと情報広場」に併設する「マザーズコーナー」では、子育てしながら就職を目指す方のために、子どもと一緒に安心して相談ができる環境を整えており、新規求職者数、就職件数は年々増加しています。
- 雇用・就労に関する課題は、社会経済状況に応じて対策を施すことが効果的であり、引き続き国や東京都等の関係機関、近隣自治体及び民間事業者を含めた多様な主体との連携を図っていく必要があります。
- 市内中小企業等の就労者を支援するため、引き続き、調布市勤労者互助会の活動を支援するとともに、同互助会への加入促進を図っていく必要があります。

基本的取組の内容

11-1 雇用・就労に向けた支援

◆調布国領しごと情報広場による就労支援

様々な求人情報や職業相談、職業紹介、職業訓練に関する相談をはじめ、生活保護受給者、障害者、母（父）子家庭などの就労を支援するため、府中公共職業安定所（ハローワーク府中）と連携して、「調布国領しごと情報広場」の運営に参画します。

◆就労支援セミナー、就職面接会の実施

ハローワーク府中や東京しごとセンター多摩などをはじめ、国や東京都、近隣自治体等の関係機関と連携し、就労支援セミナーや就職面接会を実施し、市民の就労支援と市内事業所の雇用確保を支援します。

◆若者の職業的自立、就労の支援

仕事に対する不安や悩みを抱えている若者がいきいきと働けるよう、ちょうふ若者サポートステーション等とともに、若者の職業的自立・就労の支援に取り組みます。また、関係機関と連携し、若者向けの就労支援セミナーや就職面接会を実施し、就労支援とともに市内事業所の人材確保を支援します。

第3編 分野別計画

◆子育てしながら働きたい方への就労支援

調布国領しごと情報広場内の「マザーズコーナー」において、専門相談員が求人情報や職業相談・紹介などの就労支援を行います。また、一時保育付きの就労支援セミナーを実施するなど、女性の就労を支援します。

◆高齢者、障害者、低所得者等の就労支援

高齢者の働く機会の確保や、障害者の雇用促進に関する支援制度、ちょうふ就職サポート等との連携による生活保護受給者の自立支援など、高齢者、障害者、低所得者等の就労を支援、促進します。また、市内事業所等との連携により、福祉作業所の受注機会の確保や地域連携を促進します。


◆雇用・就労情報の積極的な提供

就労支援セミナーや就職面接会の開催情報をはじめ、国や東京都などの関係機関による雇用・就労情報についても、市報・ホームページ等様々な媒体を活用して、積極的に情報提供します。

◆民間事業者等との協働による高齢者等の就労支援

民間事業者や関係機関との協働により、高齢者等の就労を支援します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
「調布国領しごと情報広場」全体の就職者における市内在住者の割合	—	61% (2017(平成29)年度)	

基本計画事業候補

事業名	調布国領しごと情報広場の運営参画	担当課	産業振興課
事業の概要	ハローワーク府中との連携事業として、「調布国領しごと情報広場」の運営に参画し、就職に関する相談や情報提供など、地域住民や事業所の求人・求職のニーズに対応した就労を支援します。		

11-2 就労者に対する支援

◆就労者への支援

関係機関と連携して、労働セミナーや街頭労働相談の開催、ポケット労働法の発行など、労働問題への対応や労働関連法の知識習得を支援します。また、悩みの内容に応じて、専門機関を案内し、労働問題への相談に対応するなど、就労者に対する支援を行います。

◆市内事業者の福利厚生への支援

市内中小企業で働く方々の福利厚生を支援するため、調布市勤労者互助会の活動を支援するとともに、勤労者互助会への加入を促進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
勤労者互助会の会員数	3,543人 (2013(平成25)年度)	3,465人 (2017(平成29)年度)	➔

その他の主な事業

- ・調布市勤労者互助会の活動支援



参加と協働の視点 ～多様な主体との連携事例～

- 市民は、就労によって社会を支えることの知識や技能の習得に努めます。
- 事業者は、就労していきいきと暮らすための従業員の福利厚生の充実を図るとともに、働きやすい環境づくりを進めます。

《多様な主体との主な連携事例》

連携事例	連携のパートナー
就労支援セミナー	ハローワーク府中，厚労省東京労働局，東京都労働相談情報センター八王子事務所，公益財団法人東京しごと財団，東京都産業労働局，株式会社 セブン-イレブン・ジャパン

第3編 分野別計画

3-2 心身共に健康で、笑顔あふれる生活をおくることができるまち

施策12 生涯を通じた健康づくり

目的	対象	市民
	意図	生涯にわたり健康な生活をおくることができる 身近な地域で安心して医療を受けられる

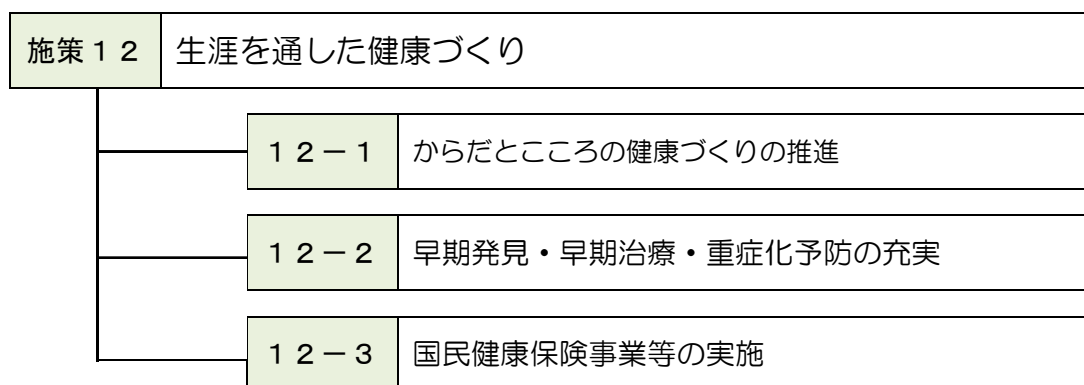
✚ 施策の方向

市民が主体的に取り組む地域健康づくりや疾病予防を推進するとともに、疾病の早期発見・早期治療体制を充実します。また、医療保険制度改革に適切に対応して保健行政の推進を図ります。

✚ 後期基本計画における施策のポイント

- 医師会・歯科医師会・薬剤師会とも連携したラグビーワールドカップ2019™日本大会・東京2020大会を契機とした受動喫煙防止対策の推進
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実
- 市民や関係機関等との連携強化による自殺対策の総合的・効果的な推進

✚ 基本的取組の体系



現状と課題

- 日本の平均寿命は世界最高水準にありますが、今後も平均寿命が延びることが予測されており、健康づくりをより一層推進し、健康寿命を延ばすことが求められています。
- 少子高齢化や疾病構造の変化が進む中、国は、健やかで心豊かに生活できる社会の実現と社会保障制度が持続可能となるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めた21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21（第2次））を推進することとしています。調布市では、2017（平成29）年度に改定した調布市民健康づくりプラン（第3次）及び調布市食育推進基本計画（第3次）に基づき、地域の総合的な健康づくりと、食を通じたところとからだの健康づくりを推進しています。
- 調布市では、子育てをする保護者に対し、食物アレルギーを正しく理解できるよう努めるとともに、子ども自身に対しても自分のアレルギーへの理解を促すことで、安心して食生活をおくることができるよう、アレルギー相談や情報提供、講座の実施等を進めています。
- 調布市では、2018（平成30）年1月から、受動喫煙防止対策を実施する飲食店を「調布市受動喫煙ゼロの店」として登録するなど、受動喫煙を防止する環境づくりを進めています。ラグビーワールドカップ2019™日本大会及び東京2020大会の開催都市として、受動喫煙防止対策を強化するため、関係機関と連携を図るとともに、たばこが与える健康被害について広く市民に周知していく必要があります。
- 日本の自殺者は年間約2万人となっており、社会問題となっています。その原因は、健康問題、経済・生活問題など多岐にわたっています。2016（平成28）年4月に自殺対策基本法が一部改正され、市においても、市民や関係機関との連携により、自殺対策を総合的・効果的に推進していく必要があります。
- 高齢化や市民のライフスタイルの変化により、がんや糖尿病等の生活習慣病による死亡率は依然として高い割合で推移しています。健康の増進を図り、疾病予防に重点を置いた一次予防による対策が必要です。
- 市内のがんによる死亡率（75歳未満の年齢調整死亡率）は10万人当たり72.6人となっており、近年は低下傾向がみられ、近隣自治体と同程度となっています。しかし、市のがん検診受診率は横ばいで推移しており、今後も検診の重要性を啓発するとともに、検診対象者が受診しやすい環境づくりが求められています。
- 調布市は、人口当たりの病院数が少ない一方、一般診療所が比較的多く、かかりつけ医による診療を受けやすい環境といえます。2016（平成28）年度の高齢者におけるかかりつけ医の定着率は67.1%となっており、引き続き、より多くの市民への定着を図ることが求められます。
- 生活習慣病の予防や重症化の進行を防ぐため、2017（平成29）年度に策定した調布市国民健康保険データヘルス計画（第2期）に基づく取組を、医療等関係機関との連携を図りながら推進していく必要があります。
- 2018（平成30）年度の制度改革により、都道府県が国民健康保険の財政運営の主体となり、市町村とともに運営する方式となりました。市では、これまでの取組により国民健康保険税の収納率の向上を図り、特定健康診査や後期高齢者健診の受診者数も過半数を超えている状況です。引き続き、財政の健全化や被保険者の健康増進を図る取組を推進していく必要があります。

✚ 基本的取組の内容

12-1 からだとこころの健康づくりの推進

◆市民の健康づくり活動の支援

市民が主体的に健康づくりに取り組み、家族や地域で健康を育み支え合うことができるよう、調布市民健康づくりプランに基づき、健康を培う生活習慣やこころの健康の充実を図ります。

◆食育の推進

生涯にわたり豊かな食生活が実現できるよう、学校、地域等との連携を深めながら、調布市食育推進基本計画に基づき、食育の普及啓発を行うなど、食を通じたところとからだの健康づくりとして食育を推進します。

また、アレルギー相談窓口を開設し、市民へのアレルギー疾患に対する正しい知識の普及と相談体制の充実を図ります。


◆受動喫煙防止対策の推進

受動喫煙による健康への悪影響から市民を守るため、路上等喫煙禁止区域の指定や喫煙による身体への影響等に関する教育及び啓発を行うなど、受動喫煙防止対策を推進します。

◆自殺対策の推進

市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、共に生きることを支えるため、市や関係機関が連携し、自殺に至る背景にある個人や家族、地域が抱える多様な課題を解決していく取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成 34)年度)
健康だと感じている市民の割合	71.3% (2014(平成 26)年度)	73.8% (2017(平成 29)年度)	

その他の主な事業

- ・調布市受動喫煙ゼロの店登録事業の推進《新規》

12-2 早期発見・早期治療・重症化予防の充実


◆病気の早期発見・重症化予防に結びつく検診の充実

病気を早期に発見し適切な治療に結びつけるため、各種がん検診などの充実や様々な媒体を通じた受診率の向上のための普及・啓発活動等に取り組みます。

◆かかりつけ医の普及定着の促進

医療機関との連携を図りながら、普段から市民一人一人の健康状態や病気を把握し、症状に応じた適切な医療サービスを身近な地域で提供するかかりつけ医（内科・歯科）やかかりつけ薬剤師の普及や定着に向けた取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
定期的ながん検診を受けている人の割合	—	56.3% (2017(平成29)年度)	

基本計画事業候補

事業名	がん検診の充実	担当課	健康推進課
事業の概要	がんの早期発見，早期治療を促すことにより，がんによる死亡者数の減少等 を図るため，がん検診を充実します。		

12-3 国民健康保険事業等の実施


◆生活習慣病の発症・重症化の予防

糖尿病，高血圧，脂質異常症などの生活習慣病予防のため，国民健康保険被保険者の40歳から74歳までの方を対象に実施する特定健康診査・特定保健指導の受診率等の向上を図るほか，生活習慣病の重症化，合併症の発症，病状の進行等の予防に重点を置いた対策を推進します。

◆国民健康保険事業の健全化の推進

増え続ける医療費の適正化を図るため，ジェネリック医薬品の普及促進や診療報酬明細書等の点検のほか，被保険者の健康づくりを推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
特定健康診査の受診率	51.2% (2013(平成25)年度)	54.0% (2017(平成29)年度)	

基本計画事業候補

事業名	国保ヘルスアップ事業の推進	担当課	保険年金課
事業の概要	医療機関等と連携し、国民健康保険被保険者の健康の保持・増進、生活の質の向上及び医療費の適正化を目的として、生活習慣病の発症予防や重症化予防等に取り組みます。		



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、健康への意識を持ち、健康的な生活習慣を身につけます。また、市民同士で健康づくりができるような仲間づくりを進めます。
- 事業者は、従業員等への健康管理を行い、健康づくりの推進に努めます。

《多様な主体との主な連携事例》

連携事例	連携のパートナー
「がん啓発・がん検診の受診率向上に向けた包括的連携」に関する協定に基づく普及啓発事業	アフラック生命保険株式会社